

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【会社名】 株式会社ルック

【英訳名】 LOOK INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田 和洋

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目7番7号

【電話番号】 03(3794)9100 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 小山 誠之

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目7番7号

【電話番号】 03(3794)9332

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 小山 誠之

【縦覧に供する場所】 株式会社ルック大阪支店
(大阪府大阪市西区川口2丁目2番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月30日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額 114,522,027円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条第2項および第36条第2項の一部変更をするものであります。

加えて、法令で定める監査役員数を欠いた場合に備え、定款第30条に補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とするとともに、定款第31条において補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

牧 武彦、多田 和洋、城所 幸男、高山 英二、趙 昇坤、福地 和彦、遠藤 洋一の7氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

永瀬 雅俊氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

日野 義英氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 18,749 | 1,524 | 16 | (注)1 | 可決 78.28 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 19,890 | 383 | 16 | (注)2 | 可決 83.05 |
| 第3号議案 取締役7名選任の件 | | | | | |
| 牧 武彦 | 19,044 | 1,226 | 19 | (注)3 | 可決 79.52 |
| 多田 和洋 | 19,795 | 475 | 19 | | 可決 82.66 |
| 城所 幸男 | 19,799 | 471 | 19 | | 可決 82.68 |
| 高山 英二 | 19,803 | 467 | 19 | | 可決 82.69 |
| 趙 昇坤 | 19,793 | 477 | 19 | | 可決 82.65 |
| 福地 和彦 | 19,785 | 485 | 19 | | 可決 82.62 |
| 遠藤 洋一 | 19,821 | 449 | 19 | | 可決 82.77 |
| 第4号議案 監査役1名選任の件 | 19,881 | 392 | 16 | (注)3 | 可決 83.01 |
| 第5号議案 補欠監査役1名選任 の件 | 19,821 | 452 | 16 | (注)3 | 可決 82.76 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。